

申告書

(取引の目的及び職業の申告書)

本書は、犯罪収益移転防止法第4条第1項の規定に基づき、特定取引(金融取引・不動産取引等)に際して実施することが義務付けられている取引時確認に関する事項です。

お客様には、本書の趣旨をご理解いただき、以下にご回答いただきますよう、お願いいたします。

※太線枠内について、該当項目の口には✓を、その他の箇所には必要事項のご記入をお願いいたします。

なお、通称名で取引される場合は、その通称名も併せてご記入をお願いいたします。

20 年 月 日

1. 本人特定事項

(フリガナ) 氏 名		(フリガナ) 通 称 名	
生年月日	西暦	年	月 日 生
住 居			

[注] 本人特定事項を確認させていただくに当たり、本人確認書類のご提示をお願いしております。

(※ご提示いただく本人確認書類は、犯罪収益移転防止法施行規則第7条第1号又は第4号で規定されるものに限りです。)

2. 取引目的(不動産売買/金銭消費貸借取引)

<input type="checkbox"/> 買主	購入不動産について <input type="checkbox"/> 居住用 <input type="checkbox"/> 事業用 <input type="checkbox"/> 投資用 <input type="checkbox"/> セカンドハウス <input type="checkbox"/> その他 ()
<input type="checkbox"/> 借主	借入資金について <input type="checkbox"/> 購入資金 <input type="checkbox"/> その他 ()

[注] お客様からの申告による確認とさせていただきます。

3. 職 業

<input type="checkbox"/> 会社役員/団体役員	<input type="checkbox"/> 会社員/団体職員	<input type="checkbox"/> 公務員
<input type="checkbox"/> 自営業	<input type="checkbox"/> 無職	<input type="checkbox"/> その他()

[注] お客様からの申告による確認とさせていただきます。

4. 外国PEPs(重要な公的地位にある者)との取引に関する事項

- 現在外国政府等において重要な地位にある(※1)
- 過去外国政府等において重要な地位にあったことがある
- 外国政府等において重要な地位にある(又は、あったことがある)者の家族(※2)
- 外国政府等において重要な地位にあったことはない

[注] お客様からの申告による確認とさせていただきます。

※1 外国政府等において重要な地位にある者(規則第15条)

- (1) 我が国における内閣総理大臣その他の国務大臣及び副大臣に相当する職
- (2) 我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長、参議院副議長に相当する職
- (3) 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
- (4) 我が国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職
- (5) 我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長又は航空幕僚副長に相当する職
- (6) 中央銀行の役員
- (7) 予算において国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員

※2 家族の範囲(令第12条第3項第2号)

配偶者(事実婚を含む)、父母、子、兄弟姉妹、配偶者の父母、子

【PEPsの家族の範囲】

